

「家畜排せつ物処理施設の整備状況と今後の対応」

農林水産省生産局畜産部畜産企画課 畜産環境対策室
室長 大野高志

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の猶予期限が1年を切った。農林水産省では、農家の総点検の結果を基に施設整備の工程表を作成し期限内での施設整備目標の達成を目指している。そこで具体的な計画、利用促進も含めた今後の対応について農林水産省畜産環境対策室大野室長に聞いた。(普及情報部)

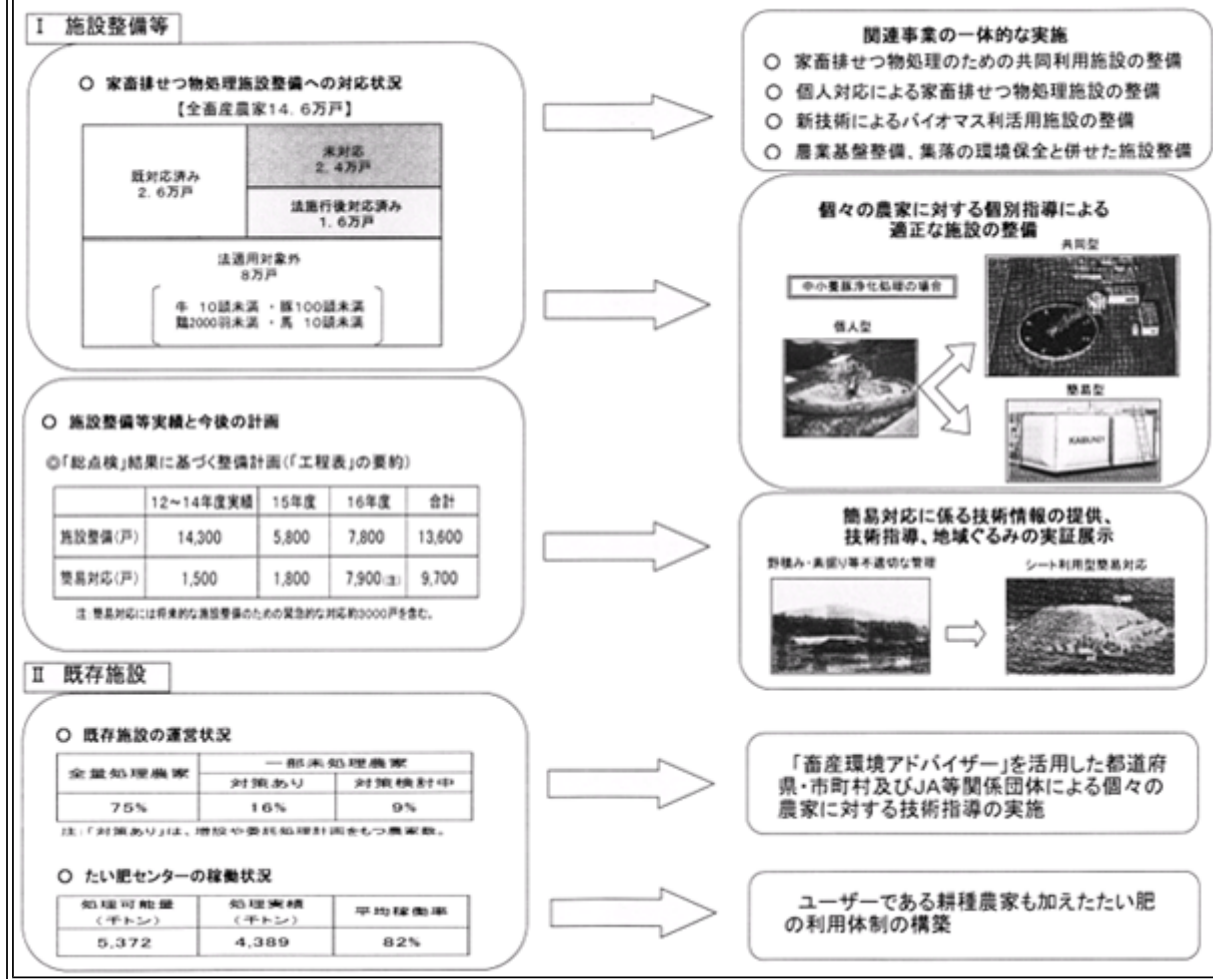
— ふん尿処理施設の整備実績と今後の計画について —

家畜排せつ物処理施設の整備については、家畜排せつ物法管理基準の適用猶予期限である平成16年10月末までに、この施設整備を緊急かつ計画的に行うため、本年3月末に「畜産環境整備促進特別プロジェクト」を立ち上げた。プロジェクトにおいては、5月初旬から6月上旬にかけて、施設の整備・稼働状況、整備推進上の問題点の把握と分析を行うため、6万6千戸に及ぶ農家個別点検による「総点検」を実施した。

図1



「総点検」結果の概要

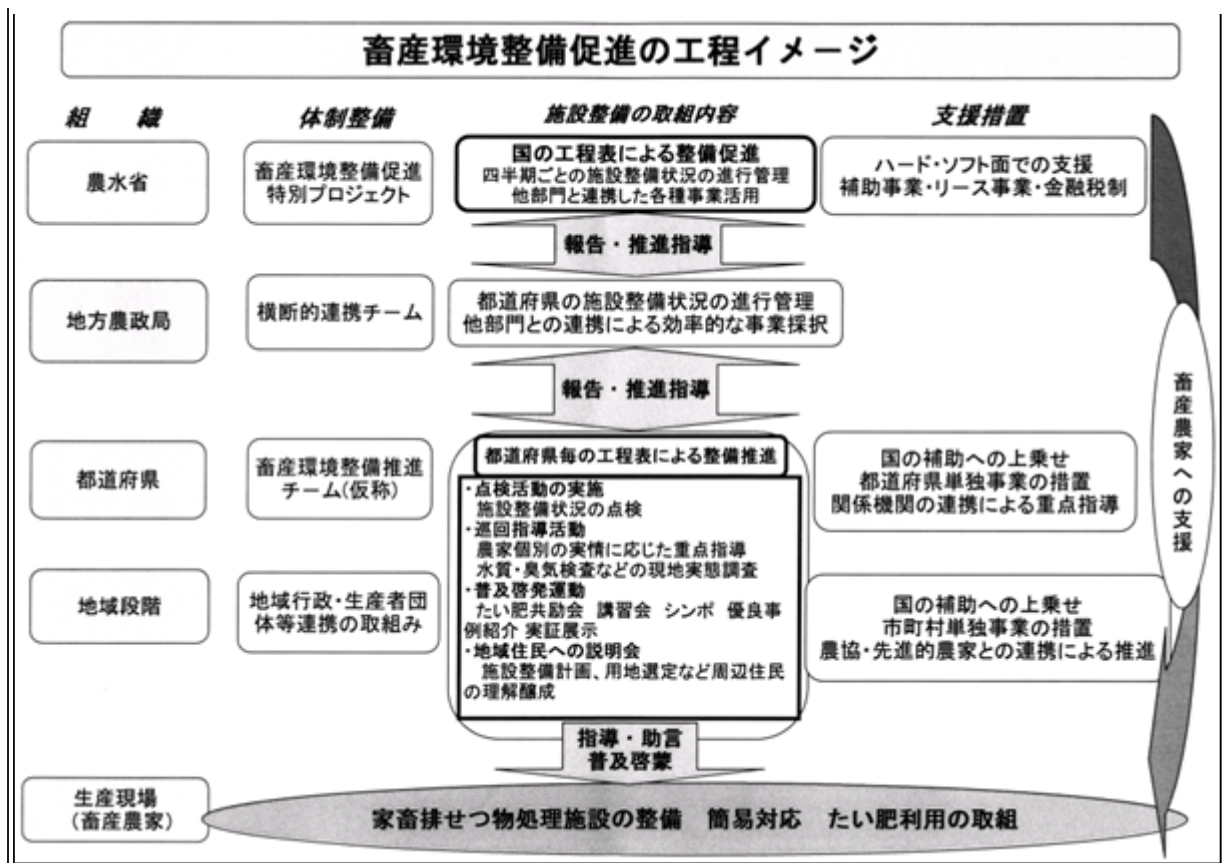


「総点検」の結果の概要(図1)は、全農家戸数14万6千戸のうち8万戸は法の適用対象外となり、対象となる6万6千戸のうち、平成11年11月の家畜排せつ物法の施行時点ですすでに対応していた農家が、2万6千戸、それから12年度以降に対応し始めた農家が1万6千戸、未対応の農家が2万4千戸となっている。この未対応農家を今年度、来年度で整備していくことになるが、未対応の2万4千戸の整備計画(工程表)が策定され、今年度5,800戸、来年度で7,800戸の施設整備を計画しているほか、残りの9,700戸については、簡易対応で家畜排せつ物法管理基準に適合させることとなっている。そのために、簡易対応にかかる技術情報の提供、技術指導、地域ぐるみの実証展示などとともに、野積み・素掘り等の不適切な管理は、シート利用型簡易対応を進めていくこととしている。

今後はこの総点検結果にもとづいて、猶予期限内での施設整備を完了させるべく、その具体的方策を内容とする「工程表」に従って、図2の推進体制のもと、施設整備目標の達成を目指すこととなっている。

図2





— 1/2補助付きリース事業等要望が集中しているようですが、他事業での対応等について —

家畜排せつ物処理施設の整備というと、二分の一を補助する個人リースに要望が集まるが、それ以外にも大きく分けて3つの事業がある。まず家畜排せつ物の処理を中心にした共同利用施設の整備(106億円)、今年からできたバイオマス利活用フロンティア整備事業(20億円の内数)、農業基盤整備と一体的に行う施設整備(総額2,200億円の内数)がある。補助事業は、都道府県や市町村の補助の上乗せがある場合もあり、これらの補助事業による共同利用施設の整備メリットも十分活用して欲しい。また、バイオマスを活用する場合は、経済産業省の事業もある。このように、家畜排せつ物処理施設の整備に利用可能な補助事業(図3)は、総額約3,000億円が用意されており、もっと工夫をして事業を活用してもらいたい。

— 既存施設の稼働状況について —

「総点検」では、4万2千戸の既存施設の稼働状況についても調査を行った。その概要は、全量処理できている農家が全体の75%で、規模拡大などで一部未処理になっている農家のうち、施設の増設やたい肥センターなどへの委託処理計画を持っているなど対策があるという農家は16%、9%については対策を検討中となっている。これら既存施設の運営管理については、平成11年?14年度までに「畜産環境アドバイザー養成研修」を受講した延4,000名を活用して都道府県・市町村及びJA等の関係団体による個々の農家に対する技術指導を実施していくこととしている。また、たい肥センターの稼働率を見ると、当初低いと考えていたが、優良なところもあり、平均稼働率は82%と高率を示した。しかしながら、地域差があったり、たい肥の撒き手がないことや肥料成分の問題などでたい肥流通の問題は依然として存在しており、今後はさらにユーザーである耕種農

家も加えたたい肥の利用体制の構築を進めていく必要がある。

— シート等を利用した簡易施設の対応について —

平成16年11月から適用される家畜排せつ物法については、あくまで野積み、素掘りを禁止するもので、施設整備に時間がかかるというのであれば、シート利用型簡易対応でも問題はない。要は汚水の地下浸透や流出をなくすことが目的であり、それが確実にできるのであれば、コンクリートであれ防水シートであれFRPであれ、不浸透性の材質であれば良い。決して過度の施設整備を要求しているのではなく、とにかく「漏らさない」ことを求めていると理解願いたい。

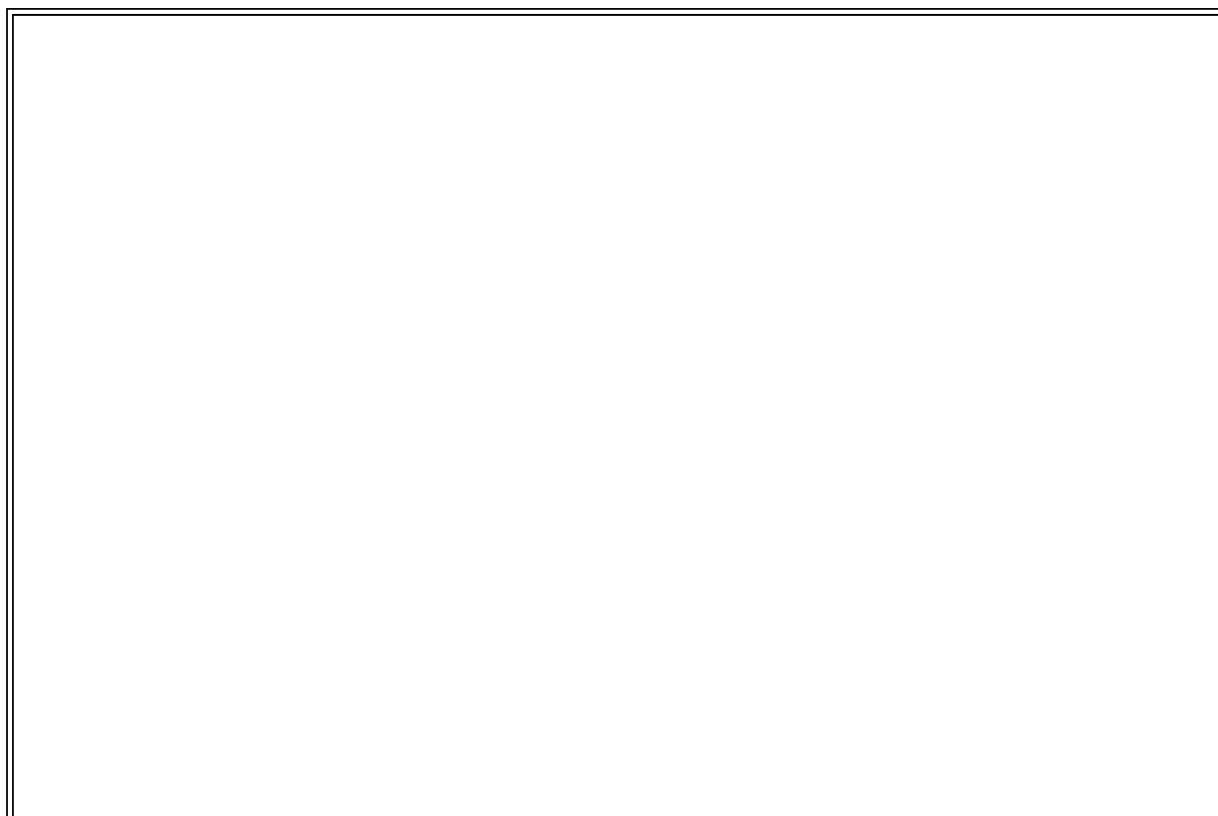
— たい肥の利用促進のための方策について —

図1にも示されているように、82%のたい肥センターが稼働している状況は、予想以上に円滑にたい肥が流通していることを物語っているが、先に述べたとおり、地域差や散布労力不足等のたい肥流通上の問題は依然として存在する。この問題については、まずは中身がしっかりとした良質のものを作ること、その上で販売努力が求められる。たい肥が順調に捌けているところというのは、うまく宣伝しているし、有料にせよ散布活動なども力を入れている。成分分析をして内容表示をした上で、ホームセンターにたたかれるのではなく、積極的なPR活動などでたい肥を売ってほしいという努力も必要だと思う。

たい肥の成分分析にかかる経費や機器の導入、パンフレットづくりやユーザーを交えての協議会の開催などに対しては助成ができるので、そういったものを利用して販促活動をしてもらいたい。

たい肥の利用を促進するため、散布活動に対する助成もあり、またたい肥生産・散布をコントラクターを使って行う場合に、奨励金を出すという制度もあるので、これらを活用していただきたい。

図3



畜産環境対策の推進について(ケース別利用可能事業)

家畜排せつ物処理施設整備の推進

施設整備の特徴

活用できる事業及びH15予算額

施設整備の特徴	活用できる事業及びH15予算額
市町村、農協、農業者の集団等が緊急的に施設整備に取り組みなければならない場合	資源循環立地農業健全支援事業(非公共) 44億円
市町村等、市町村等がない肥後汎用草地等と一体的に家畜排せつ物処理施設整備を行う場合	資源リサイクル畜産環境整備事業(公共) 72億円
飼料基盤の整備と併せて家畜排せつ物処理施設整備を行う場合	草刈畜産基盤整備事業(公共) 47億円の内数 畜産基盤再編統合整備事業(公共) 79億円の内数
市町村、農協、農業者の団体等が地域農業の若い手育成・確保のため、高品質たい肥製造施設等の整備を行う場合	経営構造対策事業(非公共) 195億円の内数
食品関連事業者、再生利用事業者等が食品に係る循環型社会の構築を図る場合	食品リサイクル推進モデル整備事業(非公共) 12億円の内数
個人利用	
種々の畜産農家が野焼き、糞尿等の不適切な管理を緊急に改善しなければならない場合	畜産環境整備リース事業 補助付きリース事業 リース料:210億円
民間企業等が自己資金で施設整備する場合	畜産環境整備リース事業 畜産経営基盤強化資金(スーパーL資金) 融資枠:950億円
新技術利用	
市町村、農協等がたい肥化に係る新技術(開発されている技術で普及段階にあるもの)を導入する場合	バイオマス利用用フロントア整備事業(非公共) 20億円の内数
地域において新エネルギーの太陽熱・集中導入等モデル的、先進的な取組等を行う地方公共団体等、新エネルギーに基づき認定を受けた計画に従って新エネルギーを導入する先進的な事業者の場合	地域新エネルギー導入促進事業(経産省・NEDO) 127億円 新エネルギー事業者支援対策事業(経産省・NEDO) 388億円
農業基盤整備	
市町村、農協等が山村等中山間地域で、農村加振策・高収益型農業の確立のため、森林地帯農産物のたい肥化、エネルギー化を行う場合	新山村振興等森林産物特別対策事業(非公共)109億円の内数
市町村等、市町村等、中山間地域等で、農業基盤の確保を保全するため、高収農産物、家畜排せつ物等の処理・再利用等の施設整備を行う場合	中山間地域総合整備事業(公共) 602億円の内数
市町村等、市町村等が、農業生産基盤と農村生活環境基盤の総合的な整備の1つとして農村地域の有機性資源の処理、利用を促進する場合	農村振興総合整備事業(公共) 108億円の内数 農村総合整備事業(公共) 146億円の内数 むらびつ(公)総合整備事業(公共) 100億円の内数
市町村等が在地帯における農業生産基盤の整備と一体的に、農業関係産物の処理施設等、農業集落環境管理施設整備を行う場合	畑地帯総合整備事業(公共) 482億円の内数
市町村等、市町村等が、農業集落排水汚濁を主たる対象として、家畜排せつ物等の循環利用施設整備を行う場合	農業集落排水事業(公共) 793億円の内数 むらびつ(公)総合整備事業(公共) 100億円の内数